

「傷病手当金」って再請求できる？

以前、病気で休職し傷病手当金を受給していました。
再び発症してしまった場合、傷病手当金の再請求は可能でしょうか？



そもそも傷病手当金って？

被保険者本人が業務外での病気やけがの療養で仕事を休み、給与が支払われないときに生活を保障する目的で健康保険から一定の金額が支給されます。この給付金を「**傷病手当金**」といいます。

※交通事故など、傷病の原因に相手が存在する場合は、相手方の保証が優先されます。

※傷病手当金は、会社を休んで治療の必要があるという医師の意見を参考にして、健保組合が認めた場合に支給されるものです。

会社を病欠として休んでいても、健保組合が労務不能と認めない場合は支給されません。

支給条件

1. 業務と無関係の病気やけがで、医師の指示により病院または自宅で療養している
2. 仕事に就けない状況である
3. 会社から給料がもらえない状況である



※給与が支払われている場合、その額が傷病手当金より多いときは支給されません。傷病手当金の額より少ない時は、その差額だけが支給されます。

4. 連続した3日間を含み4日以上休んでいる ※3日間は待機期間として支給されません。

支給期間は通算「1年6か月」

傷病手当金の支給期間は、同一の病気やけがで支給を始めた日から1年6か月間です。

出勤等で不支給期間がある場合は、その分の期間を延長し、通算して1年6か月まで支給を受けられます。（令和2年7月2日以降に支給が開始された場合）。

※障害基礎年金、障害厚生年金などを受給しているときは、傷病手当金は支給されません。ただし年金の額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額が支給されます。

支給額*は、仕事を休んだ日1日につき、直近12か月の平均報酬月額額の30分の1（標準報酬日額）の3分の2に相当する額です。



*被保険者期間が12か月以上ある場合。12か月に満たない場合は別途計算します。

前回傷病手当金の受給が1年6か月満了していないとき

前回の傷病手当金の受給が1年6か月満了せずに職場復帰し、その後同一疾病の再発により休職することとなった場合は、その続きから傷病手当金を請求することが可能です。

前回傷病手当金の受給が1年6か月受給満了しているとき

疾病1が支給期間1年6か月を満了後再び発症し、以下の①～③すべてに該当する場合は「再発」とし、請求することが可能です。

- ①被保険者が医師の判断により「全治」と認定されて療養を中止していたこと
- ②自覚的にも他覚的にも症状がないこと
- ③勤務に服したあとの健康状態も良好であったことが相当期間確認できること



健保での支給可否判断

「同一疾病等で再請求」の場合、
「前回疾病との関連性」と「治癒の有無」を健保で調査します。

段階的な調査を行い、
厳正に支給可否を判断します！

この調査を行うために、

- ・療養担当医 ・産業医 ・保健師 ・現在のお勤め先
- ・前回受給時のお勤め先や加入健保、療養担当医 等に照会を行います。



勤務状況・服薬状況等の照会を行う必要があるため、審査にお時間がかかることがあります。

また、審査の結果「支給不可」となることもありますのでご了承ください。



皆様のご大切な保険料を公正に運用するため、
ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。